多賀町地域福祉活動計画

【平成28年度～32年度】
《概要版》

あなたが主役
“おたがいさま” の地域づくり

平成28年3月

社会福祉法人 多賀町社会福祉協議会

●地域福祉とは

地域福祉とは、「福祉」と「まちづくり」が融合して誰もが安心して暮らせる地域をつくっていくことです。住民ニーズや福祉課題などの地域の実情を把握して、自ら解決できること、地域で解決できること、行政や社会福祉協議会等がしなければならない役割のもとで、それぞれの協働により推進します。

●地域福祉活動計画策定の背景

地域での支え合いによる地域福祉の充実がよりいっそう求められる中、すべての住民が自主的かつ主体的に地域と関わり、住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域づくりが必要になっています。

《福祉を取り巻く多賀町の現状（平成27年10月現在）》

- 人口は7,669人で年々減少、世帯は増加
- 年少人口率は12.9%、高齢化率は31.9%
- 人口の減少と高齢化がさらに進む見込み

  平成37年推計：人口6,751人、高齢化率37.2%
- 約１割がひとり暮らし高齢者の世帯
- ひとり親家庭世帯は増加傾向
- 生活保護は10世帯ぐらいで推移
- 障がいのある方は451人

地域から孤立しやすい人の見守り・生活支援が重要になる

●地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会、地域・住民等が地域の担い手として主体的に策定する民間の行動、活動計画です。住民参加と住民主体の地域福祉をめざし、社会福祉協議会、社会福祉事業者、福祉団体、地域とそこに住む住民がそれぞれの役割を分担し、連携と協働のもとに取り組み、社会福祉協議会が中心に推進します。

なお、この活動計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間です。

●地域福祉活動計画の位置づけ

この活動計画は、「多賀町地域福祉計画」に呼応した計画として、地域が主体となって取り組んでいく地域福祉の活動指針とその具体的な内容を定めています。また、多賀町行政の地域包括ケアシステムの構築など保健福祉関係計画等との連携、調和を図りながら推進します。

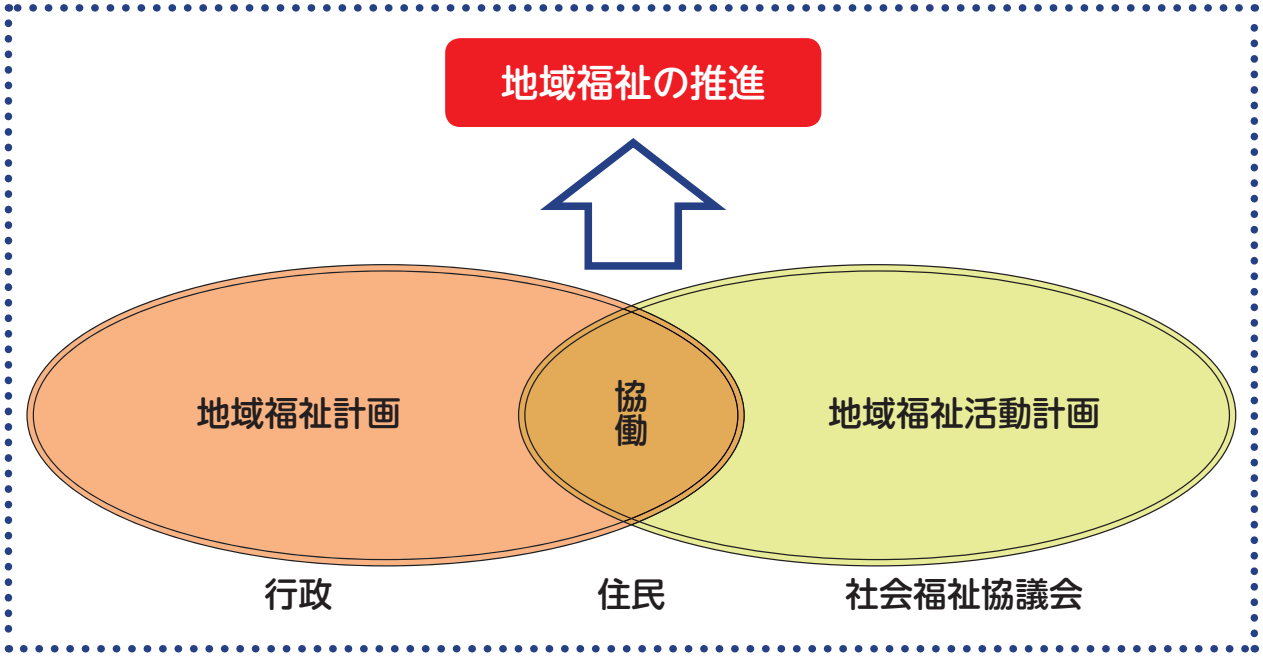

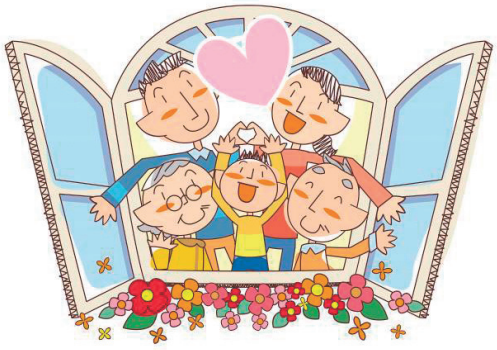

支え合いの地域福祉
（イメージ図）

高齢で体が動きづらくなっても、障がいがあっても、
ひとり暮らしになっても、ひとり親家庭になっても、
社協、地域（住民）など、みんなが支え、見守ってくれる
そんな安心感がもてる、いつまでも元気で楽しく
暮らせる共生社会を創造

共同募金も地域福祉を応援!!

①生活に困っている人への生活支援

地域から孤立しやすい世帯に対して、社協による定期的な訪問によって生活上の困りごとを支援し、生活や地域での暮らしを見守る

②生活上の困りごと支援

・地域住民等による困りごと支援
・困りごと支援サービス
・心配ごと相談所

③地域で支え合う仕組みづくり

～支え合い・助け合う意識の醸成～
～地域の福祉課題をみんなで解決～
・福祉会等の自主的な活動
・高齢者、障がい者、子どもの居場所づくり
・コミュニティカフェ・趣味活動
・移動支援・外出支援
・子育て支援　など

“おたがいさま”の地域づくり

**まちづくりの主役は
わたしたち**

地域住民等による困りごと支援を各集落で展開し、地域社会が支えていきます。

自宅の除雪をしてほしい…

仕事が見つからない

ゴミ出しに困っている

台風のときひとりでは不安

買い物に行きたい…

自らの生きがいや介護予防にもなるよ♪

⑨ボランティア

・自治会によるコミュニティ活動
・福祉会のサロン活動
・学校ボランティア活動　など

⑩福祉団体

・民生委員児童委員の見守り活動
・日赤奉仕団の生活支援活動　など

⑬子ども・家庭応援センター

・地域の子育て支援活動を応援
・子ども・子育て相談　など

⑪社会福祉事業者

・デイサービス
・日中一時支援
・地域貢献活動　など

見守りとつながり

⑭障がい者生活支援センター

・地域の障がい者の生活を支援

⑫シルバー人材センター

・生きがい活動
・地域支援活動　など

⑮地域包括支援センター その他　関係機関・職種との連携

・包括的、継続的なケアマネジメント
・介護予防

生活支援コーディネーター始めました♪
地域の困りごとの把握、それを支援する団体等の育成、隠れている住民力の掘り起こしなどチーム体制のもと、ふれあい・支え合いの地域づくりに取り組みます！

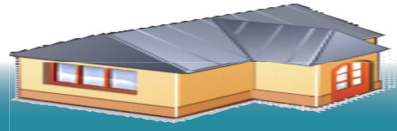

社会福祉法人 多賀町社会福祉協議会

④社協・事業所による訪問型サービス

居宅における日常生活上の相談・家事支援

⑤社協・事業所による通所型サービス

施設における生活支援、予防教室
・生活指導
・健康体操
・趣味活動　など

⑥その他の社協の事業

地域では支えきれない困りごとをフォローします!!
・生活困窮者の自立相談支援事業
・ボランティアの育成支援
・地域福祉権利擁護事業　など

⑦地域による訪問型・通所型サービス

・ボランティアによる生活支援
・福祉団体等の健康教室　など

⑧公的サービス（多様な行政のサービス）

介護が必要になっても
住み慣れた地域で暮らせるサービスがあります。

友達ができた!!
通うのが楽しみ!!

体操して
元気になれた!!

多賀町の地域福祉活動の理念

あなたが主役　“おたがいさま”の地域づくり

目標とする地域の姿

地　域　全　体

〔孤立しやすい人々〕	〔住民の意識〕
高齢者・ひとり暮らし	人と人とのつながり
障がいのある人	困ったときに、支え助け合う
生活困窮者	一人ひとりの生活を認め合い、尊厳を大切に
ひとり親家庭	地域に愛着と誇りを

求められる地域像

- 人にやさしい、温もりのある地域
- 地域コミュニティによるふれあいの地域
- 自治活動、福祉活動による活力のある地域
- 災害に強い地域
- 伝統、文化を大切にする地域
- スポーツ、趣味など活発で元気のある地域
- あいさつによる心温まる地域
- 美化、資源循環など快適な地域

住民の暮らし方

地域の一員として、みんなで元気に楽しく暮らす！！

基本目標

「あなたが主役　“おたがいさま”の地域づくり」をめざして、活動計画の目標と取組み方針を以下のとおりとします。

基本目標１
地域福祉の推進と多様な担い手づくり

取組み方針
福祉に関する理解を深めてもらい、実践する住民を増やします。

基本目標２
地域での暮らしを支える体制づくり

取組み方針
住民ニーズを受けとめて、地域での暮らしを支える体制を築きます。

基本目標３
安心の地域づくり

取組み方針
“おたがいさま”の関係づくりにより、安心して暮らせる地域をつくります。

各主体の役割

地域福祉を推進するにあたっては、社会福祉協議会をはじめ、地域、住民等が地域でできることを主体的に活動していくことが大切です。

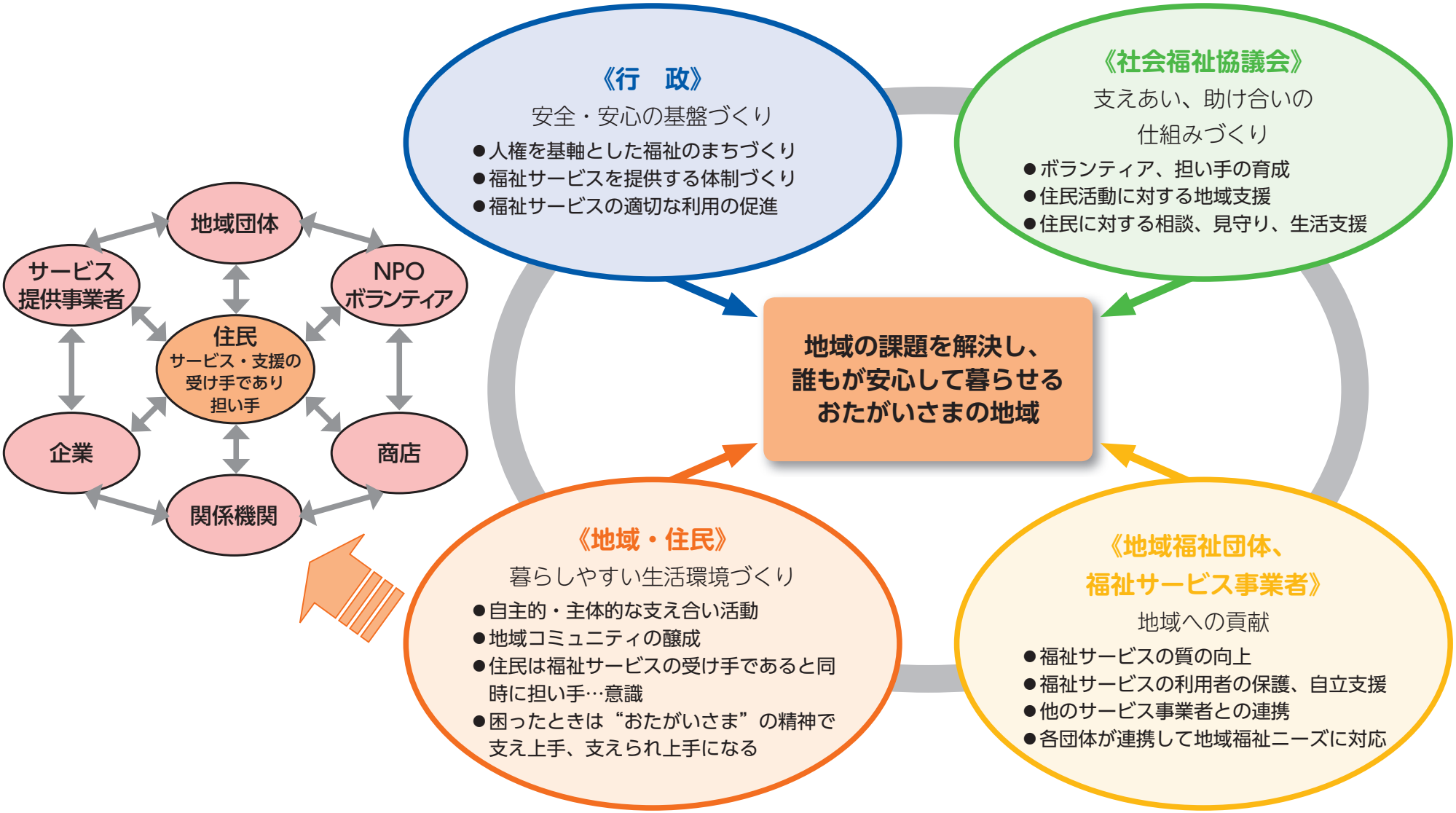

多賀町社会福祉協議会　地域福祉活動計画

あなたが主役“おたがいさま”の地域づくり

1 地域福祉の推進と多様な担い手づくり

主な取組み

(1)福祉意識の醸成と地域ぐるみの福祉教育の推進	児童生徒の福祉活動の推進 福祉教育・福祉活動に関する啓発
(2)地域を支える担い手の拡大、連携強化とリーダーの育成	福祉会・福祉団体との連携強化 地域福祉推進リーダーの育成
(3)ボランティア等の活動支援	ボランティアセンターの運営 ボランティア・NPO等団体への支援
(4)交流の場・居場所づくり	地域サロンの活動支援 地域ふれあい支え合い活動支援 子ども会ふれあい活動支援 ふれあい弁当 あいさつ運動 コミュニティカフェの開設
(5)地域福祉を支える仕組み	地域における支え合いの仕組みづくり 福祉会への参加の促進 地域との協働、行政との連携 民生委員児童委員等の協力と活動しやすい環境づくり 地域コミュニティの醸成

2 安心の地域づくり

(1)地域ぐるみの防災・防犯活動の推進	要援護世帯の把握 地域安全活動の推進 災害時ボランティアセンターの設置訓練
(2)人にやさしいまちづくりの推進	バリアフリーの促進
(3)多賀町社会福祉協議会の経営基盤強化	経営体制の確立 地域福祉活動計画の進行管理 事務局職員の人材育成 広域・県社会福祉協議会等との連携強化 多賀町社会福祉協議会の活動や情報の提供

3 地域での暮らしを支える体制づくり

主な取組み

(1)地域の見守り・暮らしを支える活動	安心の見守り支援 住民ニーズの把握 高齢者等生活状況確認 生活上の困りごと支援 命のバトン 地域ネットワーク
(2)情報提供・相談支援	広報「ふくしたが」の発行および情報提供 心配ごと相談 相談支援体制の充実
(3)包括的支援の視点にたった地域づくりの推進	地域・住民との関わり、つながりづくり 生活支援コーディネーターの設置
(4)福祉サービスの向上・生活支援サービスの充実	福祉サービスと福祉活動との連結 介護予防・日常生活支援総合事業の実施 居宅介護支援サービス 外出支援サービス 車いすの貸付 生活福祉資金等の貸付 福祉サービスの質の向上
(5)権利擁護の推進	人権を基軸とした地域づくり 地域福祉権利擁護 生活困窮者自立支援 認知症対策の推進 個人情報保護への配慮 権利擁護サポートセンターの設置検討